

PwC Japan Tax Newsletter

税理士法人プライスウォーターハウスクーパースは、プライスウォーターハウスクーパース(PwC)グローバルネットワークの日本におけるメンバーファームです。公認会計士、税理士等約 580 人のスタッフを有する日本最大級のタックスアドバイザーであり、そのうち、約 50 名が移転価格コンサルティンググループに所属しています。移転価格をはじめ、法人・個人の申告、金融・不動産関連、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC のグローバルネットワーク(www.pwc.com)に属する PwC 各メンバーファームは、クライアントおよびクライアントを取り巻く人々の信頼の確立と価値の向上を目指して、監査、税務、アドバイザーサービスにおいて、クライアントの業種に焦点をあてたサービスを提供しております。PwC は、世界 153カ国に 155,000人のスタッフを有し、常に新たな視点からクライアントのご要望に即したアドバイスを提供できるよう、そのネットワークを十分に活用して問題解決に取り組んでいます。

私どもが提供しておりますニュースは、概略的な内容をご紹介しているにすぎません。したがって、本ニュースレターに掲載された情報に基づき、具体的な決定を下される前に、税理士法人プライスウォーターハウスクーパースの担当者にご確認されることをお勧めいたします。

個別案件への対応、またはより専門的な案件への取り組みに際しましては、ぜひ私どもの移転価格コンサルティンググループを皆様のよきパートナーとしてご利用ください。

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
移転価格部
〒100-6015
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号
霞が関ビル 15 階
電話 : 03-5251-2400(代表)
http://www.pwc.com/jp/tax

*connectedthinking

© 2009 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース
プライスウォーターハウスクーパースとは、税理士法人
プライスウォーターハウスクーパース、または、プライス
ウォーターハウスクーパースのグローバルネットワーク、
ないしはそのメンバーファームを指しています。個々の
組織は分離独立した法的組織となっています。

中国 新移転価格ガイドラインの公布について

中国国家税务总局が公布した新たな移転価格ガイドライン、国税発[2009]2号「特別納税調整実施弁法(試行)」(以下、「新ガイドライン」)は、(新)企業所得税法(以下、「新法」)に基づく移転価格税制等の運営指針となるもので、特に移転価格税制に係る情報開示、同時文書化義務、延滞税等、企業に対するコンプライアンスが強化されたと言えます。

1. 新ガイドラインの導入までの経緯

中国移転価格税制は、移転価格を通じた租税回避による税収の減少や投資環境の整備等による経済への悪影響に対する懸念を背景として、1991年に導入され、1998年に(旧)移転価格ガイドラインが公布されました。近年では、移転価格問題の複雑化に対して制度や体制の強化を図るために法制整備が進められ、2004年の事前確認制度ガイドラインを含めた数々の関連通達が公布されています。

昨年1月施行の新法とその実施条例は、それぞれの「第6章 特別納税調整」で、移転価格税制、特定外国子会社の管理、過少資本税制、その他租税回避行為対策に係る規定を定めています。移転価格税制に係る規定には、費用分担契約、事前確認制度、同時文書化義務、推定課税、延滞税等に関するものが含まれています。これら新たな規定の詳細な運営指針としては、本年1月9日付で新ガイドラインが中国国家税务总局により公布されました。

2. 新ガイドラインの内容

新ガイドラインは、以下のように13章から構成されています。

第1章	総則	(第1~8条)
第2章	関連者間取引に係る開示	(第9~12条)
第3章	同時文書化義務	(第13~20条)
第4章	移転価格算定方法	(第21~27条)
第5章	移転価格調査及び調整	(第28~45条)
第6章	事前確認制度	(第46~63条)
第7章	費用分担契約	(第64~75条)
第8章	特定外国子会社の管理	(第76~84条)
第9章	過少資本の管理	(第85~91条)
第10章	一般租税回避の防止	(第92~97条)
第11章	対応的調整及び相互協議	(第98~104条)
第12章	法律責任	(第105~109条)
第13章	附則	(第110~118条)

上記の条文規定に加え、22の資料様式が添付されています。新ガイドラインは昨年1月1日から施行され、それに伴って1998年公布の(旧)移転価格ガイドライン(2004年に一部改正)及び2004年公布の事前確認制度ガイドラインは廃止されることが明らかにされています(第118条)。また、以前から注目されています文書化義務については、新法第43条で情報開示と同時文書化に係る規定、新法実施条例第114条で同時文書化の関連資料の概要がそれぞれ定められています。これらの規定の詳細な運営指針として第2章及び第3章が設けられました。

情報開示に係る「第2章 関連者間取引に係る開示」では、関連者及び関連者間取引の定義付けを行った上で(第9及び10条)、企業が企業所得税の確定申告において申告書に添付すべき関連者間取引の状況に係る9つの資料様式が定められています(第11条)。9つの資料様式は昨年12月16日付公布の通達(国税発[2008]114号)で公表されており、①関連者の概要、②関連者間取引の概要(同時文書化の関連資料作成の有無についての確認欄も含む)、③棚卸資産取引の明細、④役務提供取引の明細、⑤無形資産取引の明細、⑥固定資産取引の明細、⑦金融取引の明細、⑧対外投資状況、⑨対外支払利息状況に係るものがあり、わが国の法人税申告書別表17(3)「国外関連者に関する明細書」に相当するものです。

同時文書化に係る「第3章 同時文書化義務」では、新法第43条及び新法実施条例第114条にある同時文書化の関連資料の内容として、①組織構成(4項目)、②生産経営の状況(5項目)、③関連者間取引の状況(7項目)、④比較可能性分析(4項目)、⑤移転価格算定方法の選定及び適用(5項目)が含まれることが明らかにされています(第14条)。これらの内容の中で「機能・リスク分析」及び「関連者間取引に係る財務分析」については、添付された規定の資料様式1と2を使用することが定められています。同時文書化の関連資料は、企業所得税の確定申告の法定申告期限(対象年度の翌年5月31日、ただし、2008年度のみ2009年12月31日を期限とする経過措置がある)までに準備し、税務当局から依頼があった場合に20日以内に提出することが義務づけられました(第16条)。また、準備した同時文書化の関連資料は、10年間の保存が要求されています(第20条)。

さらに、同時文書化の関連資料作成が免除される条件が以下のように挙げられています(第15条)。

- ① 関連者との棚卸資産の取引総額が年間2億人民元以下、かつその他の取引総額が年間4,000万人民元以下の場合
- ② 事前確認の対象期間にある場合
- ③ 外資による持分割合が50%未満、かつ関連者間取引が国内の関連者との取引に限定されている場合

ただし、留意すべき点としては、移転価格更正処分が下された結果が①に規定された金額を上回る場合には、作成の免除の対象とならないことがあります(第107条)。

3. 文書化義務規定が企業に与える影響

新ガイドラインの公布により、企業の挙証責任の不履行(要求された同時文書化の関連資料の不備)を根拠として、移転価格更正処分において延滞税に5%のペナルティが課せられる、または推定課税が行われるリスクが増大することが予想されます。これらのリスクを軽減させるためには、新ガイドラインの文書化規定を順守することが不可欠です。企業にとって、同時文書化の関連資料作成は、時間的にも費用的にも負担が大きいです。移転価格課税リスクの軽減のみならず、企業のコンプライアンスという観点からも重要です。

また、中国に拠点を有する日系多国籍企業にとっては、わが国での移転価格調査において国外関連者が海外での規則に基づいて作成した証拠資料の提出が求められることも想定されるため、わが国の移転価格税制の観点からの検討も加えた移転価格分析資料の作成が必要です。したがって、新ガイドラインに基づく文書化規定の順守は、中国現地法人にのみ任せるとはならず、日系企業の親会社がグループ全体の移転価格方針との整合性を図りながら、主導権をもって対応していくべき重要な課題です。

###

Pricing Knowledge Network (PKN) 最新情報

PwC のプライシング・ナレッジ・ネットワーク(Pricing Knowledge Network (PKN)) では、世界各国の移転価格税制の最新の動向について定期的に情報を更新しています。また、個別の移転価格案件についてサポートを行う、世界各国の PwC の移転価格担当者の連絡先も掲載しています。PKN のメーリングリストへの登録を希望される方は、梶原昌子 (e-mail:atsuko.kajiwara@jp.pwc.com) までご連絡下さい。

直近 4 ヶ月間におけるアジア地域の PKN の概要は以下のとおりです。これらのトピックスについて、日本語または英語で詳しい情報をお知りになりたい方は、日本の PwC の移転価格担当者まで、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。

オーストラリア PKN Alert

- Commissioner puts multinationals on notice – ATO wants taxpayers to manage tax affairs responsibly (December 22, 2008)
- National Tax Liaison Group (NTLG) – Transfer Pricing Subcommittee Meeting (December 18, 2008)
- Transfer Pricing and R&D (December 12, 2008)
- Australian Taxation Office releases 2007-08 APA program update (December 1, 2008)
- ATO reviews inappropriate shifting of business losses into Australia (November 20, 2008)
- Q&A session with Australian Competent Authority (November 20, 2008)
- ATO commences 'risk profiling' of 200 SMEs (October 15, 2008)

中国/香港 PKN Alert

- Summary of China's newly issued rules on transfer pricing and other special tax adjustments (January 10, 2009)
- China issues transfer pricing related tax return forms (December 18, 2008)
- Update on upcoming transfer pricing documentation requirements and disclosure forms (December 3, 2008)
- Thin capitalization ratios (November 4, 2008)
- The internal restructuring of the China State Administration of Taxation could have profound impact on large enterprises in China (October 11, 2008)

インド PKN Alert

- Ruling of the Indian Tax Tribunal on the transfer pricing issue of a captive software development company (October 14, 2008)
- Tax Tribunal decision on transfer pricing issues of Indian consumer electronics major (September 25, 2008)

日本 PKN Alert

- Developments in Japan's APA program for year 2007 (December 4, 2008)
- Revision of the NTA's Commissioner's Directive on the Operation of Transfer Pricing (December 3, 2008)

韓国 PKN Alert

- Korean National Tax Service releases 2007 APA Annual Report (October 23, 2008)
- Korea proposes penalty relief for taxpayers maintaining contemporaneous transfer pricing documentation (October 21, 2008)

マレーシア PKN Alert

- New transfer pricing and thin capitalization provisions (September 5, 2008)

台湾 PKN Alert

- Finalization of the modification to safe harbor ruling (November 14, 2008)
- Modification to safe harbor ruling (October 22, 2008)

より詳しい情報につきましては当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせ下さい。

税理士法人プライスウォーターハウスコーパス
移転価格コンサルティンググループ
<http://www.pwc.com/jp/tax>

東京事務所

〒100-6015
東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階
電話：03-5251-2400（代表）

大阪事務所

〒530-0005
大阪府大阪市北区中之島 3 丁目 3 番 3 号 中之島三井ビルディング 16 階
電話：06-6479-6688（代表）

名古屋事務所

〒450-6032
愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号 JRセントラルタワーズ 32 階
電話：052-587-7520（代表）

パートナー	宮本 明男	81-3-5251-2337	akio.miyamoto@jp.pwc.com
	宮嶋 大輔	81-3-5251-2552	daisuke.miyajima@jp.pwc.com
	中村 豊治	81-3-5251-2355	toyoharu.nakamura@jp.pwc.com
	高橋 輝行	81-3-5251-2873	teruyuki.takahashi@jp.pwc.com
マネージング・ディレクター	マイケル・ポラシェック	81-3-5251-2517	michael.polashek@jp.pwc.com
	ライアン・トーマス	81-3-5251-2356	ryann.thomas@jp.pwc.com
シニア・マネージャー	倉内 敏行	81-3-5251-2697	toshiyuki.kurauchi@jp.pwc.com
	黒川 兼	81-3-5251-2457	ken.kurokawa@jp.pwc.com
	野田 幸嗣	81-3-5251-6713	kouji.noda@jp.pwc.com
マネージャー	市場 哲也（名古屋）	81-52-587-7524	tetsuya.t.ichiba@jp.pwc.com
	ピーター・ブリューイン	81-3-5251-6712	peter.b.brewin@jp.pwc.com
	白 承沅	81-3-5251-6725	seung-won.baek@jp.pwc.com
	鈴木 学	81-3-5251-2466	manabu.suzuki@jp.pwc.com
	広瀬 泰三	81-3-5251-2441	taizo.hirose@jp.pwc.com
	水島 吾朗	81-3-5251-2548	goro.mizushima@jp.pwc.com
	中牟田 賢志（大阪）	81-6-6479-6674	kenji.nakamuta@jp.pwc.com